

答 申 第 246 号

平成18年8月14日

千葉県知事 堂本 暁子 様

千葉県情報公開審査会

委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成18年2月23日付け産廃第1862号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成17年8月30日付けで異議申立人から提起された、平成17年8月19日付け産廃第901号で行った行政文書不開示決定（「産業廃棄物処理対策の強化について（平成2年4月26日付け衛産第31号）」に関する市町村通知）に係る異議申立てに対する決定について

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、「平成17年8月19日付け産廃第901号による行政文書不開示決定に係る処分を取り消す。」との決定を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

産業廃棄物処理対策の強化についての文書である。廃棄物行政についての基本的な通知文書であるにもかかわらずなぜ文書不存在なのか。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 本件異議申立てに係る行政文書開示請求及び不開示決定について

本件異議申立てに係る行政文書開示請求は、「産業廃棄物処理対策の強化について（平成2年4月26日付け衛産第31号）に関して市町村に通知した文書等の公開を求める。」というものである（以下、「本件開示請求」という。）。

これに対して、本件開示請求に係る行政文書（以下、「本件対象文書」という。）を作成したことがないため、平成17年8月19日付け産廃第901号で行政文書不開示決定を行った（以下、「本件決定」という。）。

2 不開示の理由について

平成2年4月26日付け衛産第31号で通知のあった「産業廃棄物処理対策の強化について」は、国から当時機関委任事務により産業廃棄物処理行政を行っていた都道府県及び政令市に対しての産業廃棄物行政事務執行に当たっての留意事項を記載した指導文書であり、市町村に対する通知の必要性は認められなかったことから、担当課内部の周知を行ったのみで、本件対象文書を作成しなかったものである。

したがって、本件対象文書の不存在を理由として不開示決定を行ったものである。

3 異議申立ての理由について

異議申立人は、産業廃棄物処理対策の強化についての文書であり、廃棄物行政の基本的な通知文書であるにもかかわらず、市町村に通知した文書がなぜ不存在なのか異議があるとして、不開示処分を取り消す決定を求めている。

しかしながら、上記2で説明するとおり、本件対象文書を作成しておらず、この主張には理由がないものである。

4 その他（諮問が遅れた理由）

当初、対象文書の不存在により不開示決定をした対象文書は2つあり、それに対し

て異議申立てがあったが、一方については、担当の錯誤による不開示決定だったため、その後開示決定をしたものである。

その際、異議申立ての取下げを依頼するとともに、もう一方である本件対象文書についても、上記2の理由から異議申立人に対して当該異議申立ての取下げを依頼したところ、確認の上対応するとの回答をもらった。

当時、産業廃棄物行政に係る市町村指導について、異議申立人と産業廃棄物課指導担当との協議が続いており、その動向を見守り、回答の確認も遅れた。

その後、取下げできない旨の回答を確認したので、今回諮問するものである。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明をもとに審査した結果、以下のよう判断する。

1 本件異議申立てについて

本件開示請求の内容及び本件決定については、前記第3、1に記載のとおりである。

これに対し異議申立人は、平成17年8月30日付けで異議申立てを行ったものである。

2 行政文書の不存在について

実施機関は、本件対象文書は存在しないと説明するので、以下検討する。

(1) 文書の不存在について

ア 実施機関は、平成2年4月26日付け衛産第31号で通知のあった「産業廃棄物処理対策の強化について」は、国から産業廃棄物処理行政を行っていた都道府県及び政令市に対する、産業廃棄物行政事務執行に当たっての留意事項を記載した指導文書であり、市町村に対する通知の必要性は認められなかったことから、担当課内部の周知を行ったのみであり、本件対象文書を作成しなかったと説明する。

イ 「産業廃棄物処理対策の強化について（平成2年4月26日付け衛産第31号）」は、厚生省生活衛生局水道環境部長から都道府県知事及び政令市長あての通知文書であり、その趣旨は、産業廃棄物の減量化の推進、不法投棄等の不適正な処理の未然防止、産業廃棄物処理施設の適正な維持管理の確保等により、産業廃棄物の処理に対する信頼性を確保することとし、産業廃棄物処理対策の強化を図りたい、というものである。

さらに、対策強化に関する留意事項を、

(ア) 産業廃棄物の再生利用等の推進について

(イ) 事業者における適正な委託処理の確保等について

(ウ) 産業廃棄物処理業者に対する指導監督の強化について

(エ) 産業廃棄物処理施設に関する監視指導の強化について

という項目に分け、都道府県から事業者、産業廃棄物処理業者、産業廃棄物処理施設へ指導すべき内容や都道府県内部の推進体制の整備等について具体的に指示している。

ウ ところで、当時の「地方自治法」(昭和22年法律第67号)によれば、別表第2で、市町村が処理しなければならない事務として、一般廃棄物の処理事務を定め、同じく別表第3で、都道府県知事が管理、執行しなければならない事務として、産業廃棄物の処理事務を定めている。

また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)第4条では、廃棄物処理事業に対する国及び地方公共団体の責務を定めており、都道府県は市町村への技術的援助及び産業廃棄物の適正処理に関する事務を担当するものとされている。

したがって、本件開示請求で求められているような、「産業廃棄物処理対策の強化について」に関して、実施機関から市町村へ通知した文書が存在するとすれば、当該通知文書に市町村の担当する一般廃棄物の処理に関する留意事項等が含まれる場合などが考えられる。

この点について検討すると、当該通知文書は上記イで説明したように、産業廃棄物処理対策に関する内容のみであることが認められ、また、当該通知内容に関して市町村への周知を指示する記述も見当たらない。

よって、本件開示請求の対象となる行政文書を作成していないとする実施機関の説明に特段不合理な点は認められない。

エ さらに、当審査会で確認したところ、実施機関においては、国からの通知文書及びそれに基づく指導等の通知文書は、それぞれ「法令関係」及び「法令に基づく一般指導」という長期(永年)保存の簿冊に編冊され、常用文書として事務室内に保管されている。そして、「産業廃棄物処理対策の強化について」に関しては、確かに原本を供覧処理したものが「法令関係」に編冊されているが、当該通知文書に関して市町村等に通知した文書は、この簿冊にも、「法令に基づく一般指導」という簿冊にも見当たらなかった。

なお、これ以外に対象となる行政文書の存在を示す事情も認められない。

以上のことから、本件対象文書は存在しないものと認められる。

(2) 異議申立人の主張について

異議申立人は、前記第2、2のとおり、産業廃棄物処理対策の強化についての文書は、廃棄物行政についての基本的な通知文書であるにもかかわらず、なぜ市町村へ通知した文書が不存在なのかと主張している。

しかし、文書の不存在については、前記2(1)で説明したとおりであり、実施機関の説明に不合理な点は認められない。

よって、異議申立人の主張は当たらない。

3 結 論

以上のとおり、実施機関が行った本件決定は妥当である。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
1 8 . 2 . 2 3	諮問書の受理
1 8 . 3 . 2 4	実施機関の理由説明書の受理
1 8 . 7 . 2 5	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
大 友 道 明	弁護士	
瀧 上 信 光	千葉商科大学政策情報学部長	部会長職務代理者
横 山 清 美	環境パートナーシップちばアドバイザー	

(五十音順：平成18年7月25日現在)